

2015（平成27）年3月25日

仙台高裁で逆転無罪判決！

弁護士 野 呂 圭

1 はじめに

主文「原判決を破棄する。被告人は無罪。」

養女にわいせつ行為をしたということで強制わいせつ罪で逮捕・勾留・起訴され、一審の仙台地方裁判所第1刑事部で有罪の実刑判決を受けたAさんの控訴審において、仙台高等裁判所第1刑事部は、2015年3月10日、原判決を破棄し、無罪の宣告をしました。検察官が上告しなかったため、この無罪判決は同月25日に確定しました。

2 供述の信用性が争点

(1) 一審の仙台地裁判決は、養女の被害供述（認識被害）と元妻の目撃供述（目撃被害）の信用性を肯定して、有罪認定をしました。

(2) しかし、元妻の目撃供述の内容は、養女の被害供述と明らかに異なっていました。この点について、地裁判決は、目撃被害と認識被害とは別の機会になされた可能性が十分にあると説示していましたが、本当に別の機会になされた可能性があるのかという点までは検討されていませんでした。

私は、控訴趣意補充書において、仙台地裁判決が認定した犯行時間帯（午前1時30分頃～午前7時頃）において認識被害が行われたと認めることは証拠上不可能であると主張しました。

そうしたところ、仙台高裁判決は、認識被害が行われた可能性を証拠に基づき子細に検討し、認識被害が行われたとするのには無理があると認定しました。証拠に基づく事実認定を忠実に行ってくれたと思います。

(3) 仙台高裁判決は、養女の被害供述について、それ自体を単独でみれば信用性が高いように思われる判示しつつも、上記(2)で述べた検討結果や、元妻

の意向を忖度した可能性を否定できることなどを考慮し、「疑いを差し挟む余地がある」と判示しました。

- (4) 元妻の目撃供述は、その供述内容自体が不自然であったため、仙台高裁判決も信用性に疑問が残ると判示しました。
- (5) また、仙台高裁判決は、仙台地裁判決が全く検討していなかったAさんの供述（眠っていたので犯行には及んでいない）の信用性についても言及し、明確な矛盾や破綻も見当たらないと判示しました。

3 疑わしきは被告人の利益に

仙台高裁判決を読んで、その根底には「疑わしきは被告人の利益に」という原則や「無罪推定の原則」があることがひしひしと伝わってきました。当然といえば当然のことなのですが、これらの原則の根底にある「個人の尊厳」（憲法13条）に思いをはせる判決でもありました。